

平成30年度第1回
泉大津市都市計画審議会

議事摘録

平成30年11月13日(火)
午前10時00分

泉大津市役所 5階第1会議室

平成30年度第1回泉大津市都市計画審議会 議事摘録

【議 題】

- | | | |
|------|-------|------------------------|
| 審議案件 | 議案第1号 | 会長及び副会長の選出について |
| | 議案第2号 | 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について |
| 報告案件 | 報告第1号 | 南部大阪都市計画道路及び公園の変更等について |
| | 報告第2号 | 南部大阪都市計画用途地域の見直し方針について |

【開催日時】 平成30年11月13日（火） 10：00～10：40

【開催場所】 泉大津市役所 5階第一会議室

【出席委員】

久 委員	伊丹委員	江野委員	北島委員	藤原委員
林 委員	池辺委員	高橋委員	丸谷委員	村岡委員
小橋委員	吉村委員			

【欠席委員】

白谷委員	波床委員	石坂委員
------	------	------

【事務局】

都市政策部長	朝尾 勝次
都市政策部理事	濱田 洋
都市政策部次長	向井 秀樹
都市づくり政策課長	山野 真範
都市づくり政策課課長補佐兼計画係長	八木 勇司
都市づくり政策課課長補佐兼みどり推進係長	川上 政弘
都市づくり政策課街路整備係長	渡部 智幸
都市づくり政策課公園整備係長	木山 健治
都市づくり政策課係員	中村 剛
都市づくり政策課係員	二俣 慶祐
地域経済課参事	吉田 明弘
地域経済課総括主査	谷内 恵介
地域経済課係員	小池 善文

【傍聴者】

0名

【議事概要】

- (1) 開会
- (2) 傍聴者入場
- (3) 審議会委員の紹介
- (4) 議案第1号 会長及び副会長の選出について
- (5) 議案第2号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）
原案どおり承認。
- (6) 報告第1号 南部大阪都市計画道路及び公園の変更等について
- (7) 報告第2号 南部大阪都市計画用途地域の見直し方針について
- (8) 閉会

【議事内容】

- (1) 開 会

【事務局】

ただ今より、平成30年度第1回泉大津市都市計画審議会を開催させていただきます。

先に、資料の確認をお願いいたします。まず、次第、議案書、そして本日、お配りいたしました委員名簿、配席表、参考資料の計5点となっております。過不足等ございましたら、お申しつけください。

なお、本日は、現委員数15名の方々のうち12名の委員のご出席をいただいておりますので、本市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしていることをご報告いたします。

- (2) 傍聴者入場

【事務局】

会議は原則公開となっておりますが、本日の傍聴希望者は、ございません。

また、会議録は、公表としておりますので、記録のため必要に応じて写真撮影・録音をさせていただきますので、ご了解のほどよろしくお願い申し上げます。

- (3) 審議会委員の紹介

(4) 議案第1号 会長及び副会長の選出について

【事務局】

本市都市計画審議会条例施行規則第2条の規定により審議会の会長及び副会長は、学識経験を有する委員のうちから選挙によって定めるものとなっておりますが、審議を円滑に進めるため、事務局よりご推薦させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【事務局】

会長には、近畿大学総合社会学部教授の久 隆浩様に、副会長には、泉大津商工会議所会頭の臼谷 旗世彦様にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【事務局】

ご異議がないようでございますので、議案第1号の会長及び副会長の選出につきましては、会長は久 隆浩様、副会長は臼谷 旗世彦様に決定いたします。

【事務局】

それでは、久会長にこれからの議事進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、次の案件審議に移りたいと存じます。

(5) 議案第2号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

【事務局】

まず、議案の説明に入る前に、生産緑地につきまして、簡単にご説明させていただきます。生産緑地とは、市街化区域にある農地の緑地機能を活かし、計画的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに良好な都市環境を形成しようとする都市計画上の制度です。

地区としては、都市計画法第8条第1項第14号に位置付けられ、制度としては、生産緑地法により定められております。

次に、「生産緑地地区の変更理由について」でございますが、都市計画で定められた生産緑地地区においては、建築などの行為が制限され、農地等としての管理が求められます。

変更理由の主なものとして「行為制限解除による区域変更及び廃止」がありますが、その流れを説明いたしますと、生産緑地で農業をされていた方が、死亡もしくは心身の故障によって農業の継続が困難となった場合、生産緑地法第10条の規定により「生産緑地の買取申出」が可能となります。

市は、関係機関を含め、申出から1か月以内にその生産緑地を買取るか、買取らないかを判断し、買取らない場合は、他の農家の方に対して当該生産緑地のあっせんを行います。

あっせんによっても買取り手がなく、買取申出から3か月が経過すると、同法第14条の規定により生産緑地における行為の制限は解除されます。

制限解除によって、いつでも宅地化が可能となり、農地としての担保性が確保できなくなるため、都市計画の変更を行うものでございます。

それでは、議案の内容について、今回の変更にかかる地区は7地区ございまして、個別にご説明させていただきます。

まず、「我孫子二丁目2」地区につきまして、地区指定の一部を廃止し、区域の変更を行うものでございます。その変更理由は、「主たる従事者の故障による生産緑地の買取申出によるもの」でございます。

なお、これから説明いたします、続く4地区の「地区指定の一部廃止に伴う『区域変更』及び『廃止』」の変更理由につきましても、本件を含めまして、全て「主たる従事者の故障による生産緑地の買取申出によるもの」でございますので、変更理由の説明につきましては、以下省略とさせていただきます。

二つ目、「森町二丁目10」地区につきまして、地区指定の一部を廃止し、区域の変更を行うものでございます。

三つ目、「板原町一丁目2」地区につきまして、地区指定の一部を廃止し、区域の変更を行うものでございます。

四つ目、「我孫子1」地区につきまして、地区指定の一部を廃止し、区域の変更を行うものでございます。

五つ目、「虫取町二丁目1」地区につきまして、地区指定の廃止を行うもの

でございます。

六つ目、「豊中町三丁目1」地区につきまして、都市計画決定権者による追加により、生産緑地地区と指定するものです。

七つ目、「助松町一丁目1」地区につきまして、こちらも、都市計画決定権者による追加により、生産緑地地区の指定をするものです。

以上、今回変更しようとする地区の内訳でございますが、追加地区2件、区域変更4件、廃止地区1件の計7件でございます。生産緑地地区全体の地区数と面積につきましては、地区数は1地区増加で180地区、面積は約0.33ha減少し、約29.82haとなります。

なお、本案件につきましては、都市計画法第17条の縦覧に際して「意見書の提出はなかった」ことを申し添えいたします。

最後に、参考まででございますが、昨年4月に生産緑地法が改正され、現在500㎡以上必要とされている生産緑地地区指定の面積要件について、条例で定める場合においては、300㎡まで引下げることが可能になっております。

また併せて、運用改善もなされ、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定することが可能になりました。

面積要件引下げにかかる条例制定の状況については、今年10月末現在で、全国59都市、大阪府内では7都市が条例制定しております。

本市におきましては、この条例制定について、関係各位からのご要望も頂戴しており、今後とも生産緑地を保全していく考えの基に、本市を取り巻く状況や引下げによる効果・影響、類似団体の動向などを調査・整理の上、庁内関係部署において検討している状況でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【会長】

生産緑地法の改正について、私の方から一点重要な内容を追加させていただきます。内容は、借地において農業を営む場合でも生産緑地の指定が可能になっており、農地を所有しているが自ら農業を営むことが難しい場合は、誰かが農業を続けることにおいても適応されます。この点についても、次回

以降の審議会で議論をさせていただければと思います。

それでは、議案第2号について、ご質問、ご意見等ございませんか。

【委員】

なし

【会長】

では、ご意見、ご質問がないようでございますので、委員の皆様にお諮りいたします。議案第2号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」原案通り、承認することに、ご異議ございませんか。

【委員】

異議なし。

【会長】

ご異議がないようでございますので、議案第2号については、原案どおり承認いたします。本日の案件については以上となりますが、報告案件が2件ございます。

それでは、報告第1号「南部大阪都市計画道路及び公園の変更等について」、内容を事務局からご説明願います。

(6) 報告第1号 南部大阪都市計画道路及び公園の変更等について

【事務局】

本件は、道路、公園について関連する4つの都市計画を同時に変更、廃止、決定しようとして検討しているものであり、今回は、その理由と内容及び方向性についてご説明いたします。

まずは、都市計画道路の見直しについてであります。

都市計画道路の見直しとは、長い年月において、都市計画決定後、未整備となっている道路では、その計画の範囲に建設する建物には、道路整備を行う際に支障とならないよう、一定の制限がかかり、土地所有者や周辺地域においては、土地利用への影響が生じることになります。

そこで、計画決定後、未整備となっている道路では、その整備により期待される役割や今後の社会情勢の変化などを踏まえ、計画の見直しが必要となり、検討の結果によっては、都市計画の廃止や変更を行うというものであります。

本市においては、平成16年に一度、見直しを行っており、4路線について計画の廃止等を行っておりますが、現時点においても計画決定後、長期にわたり未整備となっている路線が存在するため、改めて見直しを行うものであります。

見直しにあたっては、平成27年度に、本市の今後の道路整備のあり方について方針を定めた「泉大津市の道路整備の方針」に基づいて行います。

見直しの考え方としては、計画決定後、長期にわたり未整備となっている路線のうち、整備されることで期待される各機能により優先順位を定め、今後、更に30年以上整備の見通しが立たないものについて、廃止等の検討を行うものとしたしました。

なお、都市計画道路の見直しの考え方については、大阪府が定めた都市計画道路の見直し基本方針に基づいて行っております。

検討を行った路線としては、道路整備方針策定時において未整備区間が残っていた都市計画道路、大津港我孫子線、助松式内線、南海中央線、泉大津中央線、泉大津駅前通り線の5路線であります。

このうち、泉大津駅前通り線については、中心市街地活性化基本計画の中核事業として位置づけられているものであり、また、歩行者優先の道路整備を進める上で、本市の中心拠点へつながるこの道路は、単に道路の持つ交通処理機能以上の役割があるものと判断し、昨年度、事業認可を取得し、今年度より事業を開始しております。

また、大津港我孫子線については、その整備は、大阪府と協議することとなっているため、大阪府に整備を要望するものとして検討から省いたため、検討については、残った3路線について行いました。

こちらは、検討した結果を簡単にまとめたものでございますが、各機能より優先順位を定め、本市における過年度の街路整備予算を踏まえた結果、今後、更に30年以上整備見通しが立たないと予測される路線として泉大津中央線が挙げられたため、泉大津中央線について更に都市計画道路見直しとして検証を行いました。

都市計画道路泉大津中央線は、大阪臨海線からJR阪和線を越え、和泉中学校付近までの延長約2920mの路線であり、その内、大阪臨海線から南海中央線までの延長約1450mの区間においては、幅員25m～27mの片側2車線の4

車線道路として都市計画決定されておりますが、未だ整備されておられません。

検証は、大阪府の都市計画道路見直しの基本方針を基に、あらためて泉大津中央線整備による各種機能による、必要性について実施いたしました。

検証の結果としては、まず、交通処理機能について、並行路線である幹線道路、府道富田林泉大津線（通称、粉河線）と新富田林泉大津線（通称、松之浜曾根線）においては、平成 27 年度の道路街路交通情勢調査結果からは、混雑がみられず、全体の将来予測交通量も減少予測のため、整備の必要性が低いと考えております。

次に、交通安全機能について、計画道路と重複する現道では、大部分で歩車分離構造となっており、現道でも一定の安全機能を有しております。

次に、市街地形成機能について、周辺は、既に市街化されている地域なので、その機能は特にないものと考えています。

次に、環境形成機能について、当該路線は、緑化に関する上位計画についても、位置付けがないことから、必要性が低いと考えています。

最後に、防災機能について、防災機能としては、津波時の避難経路が挙げられ、整備により一定の効果は、得られますが、津波避難路として大阪府が定めた「災害に強い都市づくりガイドライン」に基づく幅員 8 m 以上のルートが別ルートでも確保されており、また、津波の到達予測時間は 90 分とされていることから、現状で大きな問題はないと考えています。

以上の結果より、泉大津中央線は整備による一定の効果は得られるものの、多額の整備費用に対して、その効果は低いと判断し、現在、未整備区間となっている大阪臨海線から堺阪南線までを廃止、堺阪南線から南海中央線までの幅員を縮小し、延長約 2450m、車線数 2、幅員 16m、すなわち、延長、幅員について、現状のままとするものであります。

以上が、都市計画道路見直しに伴う都市計画道路の変更の内容となりますが、この変更に伴って、3つの都市計画公園の変更、廃止、決定を行いたいと考えており、続けて、ご説明させていただきます。

まず、最初は、南部大阪都市計画公園東雲公園であります。東雲公園は、本市役所に隣接する公園で、先ほど、ご説明いたしました泉大津中央線に面して都市計画決定されている約 1.3ha の都市計画公園であります。本公園のうち、

泉大津中央線に面している部分においては、先ほどの説明のとおり道路部分の都市計画区域を縮小するため、その部分について公園区域の拡大を行おうとするものであります。

続きまして、南部大阪都市計画公園春日公園であります。春日公園は、現在、春日墓地敷地に決定している面積約 1.6ha の都市計画公園であります。先ほど、ご説明いたしました泉大津中央線は、この春日公園の中心を通るように決定されており、公園整備にあたっては、泉大津中央線の整備の際し、墓地を移転し、残った土地を、公園として整備する予定をしておりました。しかし、泉大津中央線そのものの都市計画を廃止することになれば、本公園の整備見通しも立たなくなります。

そこで、当該地での公園整備の必要性を検討し、必要あると判断した場合は、代替公園の検討を行い、新たな都市計画決定を行うとともに春日公園の廃止を行おうとするものであります。

次に春日公園の廃止にあたり、公園整備の必要性を検証するため、春日公園周辺の地区公園と近隣公園の分布図とその誘致圏を表したものが、前方スクリーンのとおりであります。

この図から、泉大津駅の西側地区において一定規模の公園が不足していることがわかります。これは、都市計画マスタープランでも西部ゾーンとして位置づけられた当該地区は、古くから市街化されており、そのため、一定規模以上の大きな公園を整備することが出来なかったからだと考えられ、今後も、不足部分を完全に満足するように公園を整備することは、困難であると考えられます。

春日公園を整備した場合の誘致圏は、図のようになり、春日公園の整備は、この不足部分の一部を補うという役割がございますので、春日公園を廃止するのであれば、新たに周辺地域において、その代替となる公園の決定が必要となります。

そこで、春日公園の代替地の候補として、春日公園西側の市民会館等跡地があげられます。市民会館等跡地は、消防本部跡地等も含め約 4 ha あり、現在、その跡地利用についての検討を行っているところでありますが、当該地に春日公園と同規模程度の公園を整備することが出来れば、先ほどの公園分布におい

でも、わずかではあります、春日公園より多く不足地域を補うことが出来、更に、速やかに整備の見通しを立てることが可能であるため、春日公園の代替地としては、十分な条件であると判断し、新たに都市計画決定を行いたいというものであります。

以上まとめますと、都市計画道路見直しによる南部大阪都市計画道路泉大津中央線の一部廃止、一部幅員減少、泉大津中央線の幅員減少に伴う南部大阪都市計画公園東雲公園の区域拡大、泉大津中央線の一部廃止に伴う南部大阪都市計画公園春日公園の廃止、春日公園の代替公園としての(仮称)南部大阪都市計画公園小松公園の決定、について、あわせて都市計画変更等を行う方向で現在、検討を進めており、今後は、さらに詳細の検討を行った上で、住民説明会や公聴会を開催し、早ければ来年度中の本審議会においてお諮りしたいと考えております。

以上、誠に簡単では、ございますが、報告第1号「南部大阪都市計画道路及び公園の変更等について」、説明を終わります。

【会長】

説明が終わりました。ご質問、ご意見は、ございませんか。

【高橋委員】

廃止区間については、今現在も一定の制限がかかっていると認識していますが、今後、その制限が解除される時期の目途について、どのようなスケジュールで進み、正式な廃止となるのか教えていただきたい。

【事務局】

現在は、説明した内容で検討を進めており、今後は、住民説明会や大阪府との協議、公聴会等を踏まえて、来年度の都市計画審議会においてお諮りしたいと考えています。

【会長】

都市計画決定後は、速やかに解除となると思いますが、それまでのプロセスについては、流動的ということかと思えます。

【会長】

他に、ございませんか。

【江野委員】

高齢化が進む中、防災面において災害時の避難をどうするのかという点で懸念があります。泉大津中央線の廃止および幅員の縮小について、廃止区間は居住している人は比較的少ないと思われませんが、幅員を縮小する区間は東雲町など居住している人が多いと思われれます。幅員を縮小する必要があるのか、防災面を考慮した時にリスクが高いのではないのでしょうか。

【会長】

今現在は、その点についてはクリアできるということが都市計画部局の判断かと思いますが、今後本審議会において、議論させていただければと思います。これから道路を新設、幅員を拡大するためには、用地の買収や様々な手続きが必要となり、時間を要し、難しいであろうという判断で廃止の方向を検討しているということかと思いますが。

【伊丹委員】

泉大津中央線の廃止について、19枚目のスライドでは整備の必要性が全て低いとなっていますが、17枚目のスライドでは防災の必要性があるとなっています。廃止するにあたって全ての項目で必要性は低いとしたいところだと思いますが、防災面の必要性があるとなっていると、強引に必要性がないとしていると感じられてしまうので、整合性をとっておく必要があります。今後、説明会等では防災機能については、説明する必要があると思いますが、幅員8m以上のルートが確保されている箇所がどのルートであり、防災面である程度クリアされているということについて、丁寧な説明が必要になると思います。

【会長】

17枚目で判断されている防災機能の必要性と、後ほど説明された8mの幅員を確保するガイドラインをクリアしているという判断基準が、少し異なることが、一見すると矛盾に見えてしまうので、今後、地区住民への説明の際には、留意してお願いしたいという意見かと思いますが。

【会長】

他に、ございませんか。

【会長】

私の方から一点申し上げます。泉大津中央線の廃止は、整備の困難さも含めてやむを得ないかと個人的には認識しています。しかし、堺阪南線から臨海線

の区域は密集市街地であり、それに対する整備を道路整備以外できちんに行う必要があると思います。当該地域には、都市計画道路のような幹線道路は必要ないと思いますが、地区内をきちんと通り抜けができる道路の必要性は感じますので、別の方法論として密集市街地に対する整備をお願いできたらと思います。

公園の代替に関して、今は誘致圏で説明をされていますが、市域全体の地図で公園の配置を見たときに、堺阪南線から臨海線の間は密集市街地で、今後検討していかなければならない中で、その区域内に地区公園は今のところないと判断されて、そこに一つ大きな公園を整備すると考えると、臨海線を渡らなくても、自分のコミュニケーションがある範囲内で地区公園が利用できるという観点からみれば、誘致圏以上に仮称小松公園の効果はありと、私は判断しています。堺阪南線から臨海線の区域内にしっかりとした地区公園を整備するという意味は、今後にも価値があるかと思うので、その点も勘案しながら検討をお願いしたいと思います。

密集市街地は、建物の建て替え等が難しい地域ではありますが、公園を確保することで地区の雰囲気はかなり変わるということも踏まえて検討していただければと思います。私が、大阪市生野区の南部地域において、密集市街地の整備に携わるなかで、小さなポケットパークを確保することで、まちの防災性が高まり、まちの雰囲気が変わることを実感していますので、その点も含めて、密集市街地の環境向上が図れるようなことを市役所として検討していただければありがたいと思います。

【会長】

他に、ございませんか。ないようでございます。

それでは、次に、報告第2号「南部大阪都市計画用途地域の見直し方針について」、内容を事務局からご説明願います。

(7) 報告第2号 南部大阪都市計画用途地域の見直し方針について

【事務局】

まずは、「用途地域」についてご説明させていただきます。用途地域とは、都市計画法第8条において「地域地区」として定められている「第一種低層住居

専用地域」から「工業専用地域」までの13種類の地域の総称であり、都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率及び建ぺい率等について制限を行うために定めるものがございます。わかりにくいですが、右側の図が本市で既に、指定している用途地域の図となります。

今回は、平成30年3月に改定した泉大津市都市計画マスタープランに位置づけられた将来土地利用方針に基づき、適切な規制・誘導による良好な市街地形成を図るため、用途地域の見直しを行いたいと考えており、まずは、そのための方針を定めたところがございます。

では、都市計画マスタープランに位置づけられた本市の将来土地利用方針について簡単に説明させていただきます。土地利用の分類としては、主に住宅、商業、工業に分類されますが、商業と工業については、それらをあわせて産業と表現する場合もがございます。

都市計画マスタープランに位置づけられた本方針は、移りゆく土地利用の状況や今後の社会情勢の変化などを踏まえつつ、本市の今後の土地利用のあり方について示したものであります。

具体的には、前面のスクリーンのとおり、商業などの機能を充実させる地区、主に住居を中心とし住環境を向上させる地区、住宅と産業の共存を図る地区、そして産業の活性化を目指す地区として7つの地区に分類されております。

現在、この土地利用方針の位置付けを行った都市計画マスタープランやその他の上位計画を踏まえた「用途地域の見直し」を行うため、次のような3つの方針を定めました。

まず1つ目は、土地利用方針の実現に向けた用途地域の見直しです。これは、土地利用の適正化を図る地域として、都市計画マスタープランの位置付けに基づいた望ましい土地利用を誘導すべき地域において、住宅・商業・工業、それぞれが適正に機能できるよう、見直しを行おうとするものであります。

次に2つ目は、都市基盤整備等に合わせた用途地域の見直しです。これは、戦略的に土地利用を誘導する地域として、都市計画道路等の都市基盤周辺地域において、適切な土地利用誘導など、将来の土地利用の動向を踏まえ、戦略的な用途地域の見直しを行うものであります。

そして、最後に、用途地域境界の変更のための用途地域の見直しです。これは、地形地物に変更があった地域での境界の整理として、既定の用途地域境界が道路等の新設・改良等により不明確になった場合において、変更後の地形地物に合わせた用途地域境界へと見直しを行うものであります。

以上、3つの方針を定め、さらに現況の調査などを実施し、用途地域変更を行う地域の選定を行います。選定した地域につきましては、来年度中の都市計画変更に向けて変更のための手続きを進めて参りたいと考えております。

以上、誠に簡単では、ございますが、報告第2号「南部大阪都市計画用途地域の見直し方針について」、説明を終わらせて頂きます。

【会長】

説明が終わりました。ご質問、ご意見は、ございませんか。

【委員】

なし

【会長】

今回は方針のみであるので、具体的な箇所の説明はありませんでしたが、今後の審議会において、提案していただいて議論することになると思います。

都市計画マスタープラン改定の検討の中でも説明をさせていただきましたが、時代の流れの中で、元々工業が立地していた地域が住居系に変化している地域もあり、従来のような住工複合の用途地域でよいのか、住宅に変わっている地域は住宅の環境を守るような用途地域とした方がよいのか、一方で、産業の今後の操業も保証しなければならないので、工業系を今後も立地させていく地域を明確にした方がよいのか、住宅系にしていく地域、今後も工業を維持していく地域を、現状を踏まえ、将来構想も考えながら、今回見直しを図るという提案でございます。都市計画マスタープランでは、大きな方向性を示しておりますので、今後、用途地域の指定について、具体的な地域をあげながら検討させていただきたいという提案とご理解いただければと思います。

【会長】

それでは最後に、全体を通して委員の皆様から、何かご意見ございませんか。

【委員】

なし

(8) 閉会

【会長】

では、報告案件につきましても以上となりますので、以上をもって平成30年度第1回泉大津市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日は、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

それでは、進行を、事務局にお返しいたします。

【事務局】

皆様、長時間のご審議、誠にありがとうございました。

本日、皆様にご審議いただきました件につきましては、引き続き、事務局の方で、作業を進めさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。